

証券コード：2183

株式会社リニカル



第20回

定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時

開催場所

新大阪ブリックビル3階A会議室
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。）

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

インターネット等または書面
による議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分まで

ご挨拶



代表取締役社長
秦野 和浩

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2005年6月に、国内大手製薬会社で新薬開発に携わってきたメンバーとともにリニカルを創業してから、今年で20年を迎えました。世界中で新薬を心待ちにしている患者の皆様には画期的な新薬を届けたいという思いで起業し、「日本発のグローバルCRO」を目指して事業成長に邁進してまいりました。当初から積極的な海外展開を進め、欧米アジアで3度のM&Aを行い、現在では海外売上高比率が5割を超えるまでに拡大しています。これもひとえに株主の皆様をはじめお客様や関係各位のご支援と、従業員の努力の賜物であり、あらためて感謝申し上げます。

現在、製薬業界は、新興バイオ医薬品企業の高台による創業主体の変化、開発候補品を巡る国際的な獲得競争の激化、日本国内の薬価等医療費抑制政策の進展など、様々な変化に直面しています。加えてAIをはじめとするテクノロジーの発展もあり、CROをめぐる事業環境もまた急速に変化しています。こうした中、当社グループは、次期を将来にわたる安定的な収益基盤確立のための転換期ととらえ、米国を中心とした更なる海外事業の拡大、人材の確保・育成とAIなどのテクノロジーへの投資を行ってまいります。

今後とも、株主の皆様には変わらぬご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	9
第3号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件	12
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	14
事業報告	16
1. 企業集団の現況	16
2. 株式の状況	24
3. 新株予約権等の状況	24
4. 会社役員の状況	25
5. 会計監査人の状況	31
6. 会社の支配に関する基本方針	32
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針	32
連結計算書類	33
連結貸借対照表	33
連結損益計算書	34
計算書類	35
貸借対照表	35
損益計算書	36
監査報告	37
連結計算書類に係る会計監査報告	37
計算書類に係る会計監査報告	39
監査等委員会の監査報告	41
ご参考	43
トップインタビュー	43
次期の見通し	45

株 主 各 位

(証券コード：2183)
2025年6月10日
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
株 式 会 社 リ ニ カ ル
代表取締役社長 秦 野 和 浩

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.lincal.com/ja/investors>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主・株式情報」よりご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2183/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リニカル」または「コード」に当社証券コード「2183」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル3階A会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3)インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日(水曜日)
午前10時



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日(火曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月24日(火曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 株
XXXX年X月X日

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

見本
〇〇〇〇〇〇

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

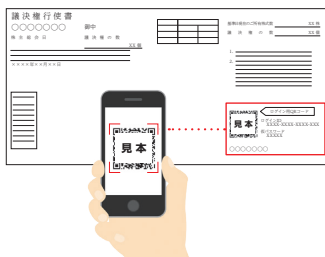
- ・インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者に関しましては、指名委員会（任意）への諮問を経て、取締役会において決定しております。また監査等委員会より、本議案で提案いたします者を候補者とするのは適切であるとの意見を得ております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 は た の か ず ひ ろ

1 秦 野 和 浩 (1965年3月17日生)

再 任

所有する当社の株式数
742,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年4月	マルホ(株)開発本部入社
1998年7月	メディテックインターナショナル(株)開発部入社
1999年3月	藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）開発本部入社
2004年9月	アウローラ(株)取締役
2005年6月	当社設立 代表取締役社長（現任）
2010年2月	当社開発本部長
2015年9月	当社経営企画室長
2020年12月	当社開発本部長（現任）
2021年7月	当社営業企画室長（現任）
2024年6月	当社執行役員CEO（現任）
	当社執行役員CCO (Global Chief Commercial Officer)（現任）
2024年8月	当社執行役員CSO (Global Chief Strategy Officer)（現任）、当社経営企画室長（現任）

取締役候補者とした理由

秦野和浩氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験を背景に、当社創業メンバーの中核として当社グループ全体の経営の指揮を執り、中長期的成長への戦略を策定・実行し、当社グループのグローバル化を推進するとともに、業績についても十分な成果を上げており、引き続きその手腕の発揮により当社グループの事業成長と企業価値の向上の実現を図るべく、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 あん どう

よし みつ

2 安藤

良光

(1958年11月5日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
2009年 1 月 アステラス製薬(株) 開発本部 臨床開発第二部長
2011年10月 富山化学工業(株) 開発部門担当 執行役員
2012年 6 月 同社 常務執行役員 開発部門長兼事業戦略室副室長
2013年 4 月 同社 常務執行役員 臨床開発室長
2015年 6 月 同社 取締役 常務執行役員 臨床開発室長
2017年 4 月 同社 取締役 常務執行役員 社長補佐兼臨床開発室長
2018年10月 富士フイルム富山化学(株) 取締役 常務執行役員 開発本部長
2021年 7 月 当社常勤監査役
2023年 6 月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

安藤良光氏はアステラス製薬(株)にてグローバルプロジェクトリーダーとして医薬品のグローバル開発をリードし、また臨床開発部長として国内臨床開発を推進した経験を有しております。

さらには、富山化学工業(株)において取締役として臨床開発室を率いた経験及び富士フイルム富山化学(株)において取締役として開発本部を率いた経験を有しており、その豊富な経験と知識を当社の事業成長と企業価値の向上に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 にし むら さと こ
3 西村 智子 (1967年1月14日生)

再任 社外 独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現：有限責任あずさ監査法人）
入所
1993年 8 月 公認会計士登録
2001年 3 月 西村智子公認会計士事務所開設同所長（現任）
2002年10月 税理士登録
西村智子税理士事務所開設同所長（現任）
2023年 2 月 象印マホービン(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年 6 月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西村智子氏は公認会計士及び税理士としての専門知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これまでの幅広い経験と専門知識を当社の監督体制の強化に引き続き活かしていただけるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 安藤良光氏及び西村智子氏は社外取締役候補者であります。当社は、安藤良光氏及び西村智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 西村智子氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 安藤良光氏は現在当社の社外取締役（常勤監査等委員）であります。社外取締役（常勤監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 西村智子氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、西村智子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。西村智子氏の再任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。また、安藤良光氏の選任が承認された場合、新たに上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 な か し ま

よ し あ き

1

中 島

与 志 明

(1955年3月19日生)

再 任

社 外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1978年4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
2001年6月 同社 人事部長
2005年4月 アステラス製薬(株) 人事部担当部長
2007年4月 同社 秘書室長
2008年4月 同社 人事部長
2009年6月 同社 執行役員 人事部長
2013年6月 ダイソー(株)（現：(株)大阪ソーダ）執行役員 人事本部長
2015年4月 同社 執行役員 人事本部長兼経営戦略本部経営企画部長
2016年4月 (株)大阪ソーダ 執行役員 人事本部長兼人事本部人材開発部長兼経営戦略本部経営企画部長
2017年4月 同社 執行役員 人事本部担当兼経営戦略本部経営企画部担当部長
2017年6月 当社常勤監査役
2019年7月 LINICAL TAIWAN CO.,LTD. 監察人
LINICAL KOREA CO.,LTD. 監事
2019年12月 Linical China Co.,Ltd. 監事
2023年6月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

中島与志明氏はアステラス製薬(株)及び(株)大阪ソーダにおいて、執行役員として主に人事関連の部署を率いた経験を有しており、同社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 むら かみ ゆう いち

2 村上 祐一

(1957年8月23日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 藤沢薬品工業(株)（現：アステラス製薬(株)）入社
2011年4月 アステラス製薬(株) 経理部長
2013年6月 同社 経理部長 兼 アステラス・アムジェン・バイオフーマ(株)（現：アムジェン(株)） 監査役
2017年7月 (株)マーベラス 入社
2017年10月 同社 管理統括本部 経理財務部長
2017年11月 (株)ジー・モード 監査役
2020年7月 当社常勤監査役
2023年6月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

村上祐一氏は国内大手製薬会社等において、経理財務関連の部署を率いた経験やその関係会社の監査役を務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 すぎ やま

え り

3 枚山 栄理

(1975年7月10日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年10月	弁護士登録（大阪弁護士会） はばたき綜合法律事務所入所
2008年11月	金融庁入庁（任期付職員） 同庁検査局総務課金融証券検査官
2010年1月	同庁検査局総務課専門検査官
2010年6月	同庁検査局総務課専門検査官兼総務企画局政策課課長補佐
2010年12月	同庁退職
2013年7月	はばたき綜合法律事務所パートナー弁護士（現任）
2018年6月	新明和工業(株) 社外監査役（現任）
2022年4月	神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授
2023年6月	当社社外取締役（現任）
2024年6月	ロート製薬(株)社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

枚山栄理氏は弁護士としての豊富な実務経験に基づき、法律に関する高度の知見を有し、企業法務にも精通していることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監督及び監査業務をおこなっていただけると期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 中島与志明氏、村上祐一氏及び枚山栄理氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、中島与志明氏、村上祐一氏及び枚山栄理氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 枚山栄理氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 中島与志明氏の社外取締役（常勤監査等委員）としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。村上祐一氏の社外取締役（常勤監査等委員）としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。枚山栄理氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
5. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、枚山栄理氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。枚山栄理氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を継続する予定であります。また、中島与志明氏及び村上祐一氏の再任が承認された場合、新たに上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 中島与志明氏の戸籍上の氏名は「中島興志明」であります。
9. 枚山栄理氏の戸籍上の氏名は「新宮栄理」であります。
10. 枚山栄理氏が新明和工業(株)の社外監査役の在任期間中に、同社は機械式駐車装置の設置工事に關し、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、当該事案が発覚するまで、その事実を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において法令順守に關して意見の表明を行ってまいりました。また当該事案の発覚後は、取締役会において法令順守の重要性や同種事案の再発防止に關して積極的な意見の表明を行うなど、その職責を果たしております。
11. 枚山栄理氏がロート製薬(株)の社外監査役の在任期間中に、同社は販売商品の広告表示に關し、消費者庁から景品表示法違反に基づく措置命令を受けました。同氏は、当該事実について事前には認識しておりませんでした。平素から取締役会等において、法令順守やリスク管理等の観点に立った意見・提言を行っており、また、当該事実の判明後には、原因究明や再発防止策等に關する助言・提言を行うなど、その職責を果たしております。

第3号議案 補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

法令に定める業務を執行する取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

業務を執行する取締役に欠員が生じた場合には、まず辻本桂吾氏が補欠取締役として取締役に就任し、さらに欠員が生じた場合には河合順氏が補欠取締役として取締役に就任するものといたします。また、本選任の効力につきましては、取締役就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の取締役候補者に関しましては、指名委員会（任意）への諮問を経て、取締役会において決定しております。また監査等委員会より、本議案で提案いたします者を候補者とすることは適切であるとの意見をいただいております。

補欠の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 つじ もと けい ご
1 辻本 桂吾 (1964年2月22日生)



所有する当社の株式数
1,024,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月	大日本製薬(株)（現：住友ファーマ(株)）大阪支店入社
1990年8月	協和会総合加納病院入社
1993年4月	メディテックインターナショナル(株)開発部入社
1999年8月	イーピーエス(株)臨床開発部入社
2001年9月	千寿製薬(株)臨床開発部入社
2002年9月	フェリングファーマ(株)開発部入社
2007年12月	当社取締役
2008年2月	当社取締役副社長
2008年7月	LINICAL USA, INC. 代表取締役社長
2011年7月	当社国際事業開発室長
2015年9月	LINICAL Europe Holding GmbH 代表取締役社長
2018年4月	Linical Accelovance America, Inc. 取締役
2020年12月	当社国際事業部長
	LINICAL Europe Holding GmbH Chairman & Director
	LINICAL USA, INC. Chairman & Director
	Linical Accelovance America, Inc. Chairman & Director
2024年6月	当社執行役員CPO (Global Chief Project Officer)（現任）
2024年7月	当社プロジェクトマネジメント事業部長（現任）
2024年8月	Linical Australia PTY Ltd 取締役（現任）

補欠の取締役候補者とした理由等

辻本桂吾氏は外資系製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、主にGlobal Chief Project Officerとして当社のグローバル戦略を牽引しており、取締役としての重責を担うのに十分な実績を持つことから、補欠の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 か わ い

じゅん

2 河合

順

(1968年10月26日生)



所有する当社の株式数
600,400株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年 4 月	日本シェーリング㈱（現：バイエル薬品㈱）研究本部入社
1996年11月	メディテックインターナショナル㈱開発部入社
1999年 6 月	スミスクライン・ビーチャム製薬㈱ （現：グラクソ・スミスクライン㈱）開発本部入社
2001年 7 月	塩野義製薬㈱開発本部入社
2004年 9 月	アウローラ㈱取締役
2005年12月	当社取締役
2007年 4 月	当社開発副本部長（大阪）
2008年 4 月	当社常務取締役
2013年 5 月	LINICAL KOREA CO., LTD. 代表取締役
2013年 6 月	当社専務取締役
2016年 6 月	当社取締役副社長、当社アジア統括担当
2017年 7 月	当社品質管理本部長
2019年 5 月	Linical China Co., Ltd. 董事長
2019年12月	LINICAL TAIWAN CO., LTD. 董事長
2021年 5 月	LINICAL USA, INC. Director, President & CEO Linical Accelovance America, Inc. Director, President & CEO
2023年 1 月	LINICAL Europe Holding GmbH Director & CEO LINICAL USA, INC. Director Linical Accelovance America, Inc. Director
2024年 4 月	当社総務人事法務ユニット長（現任）
2024年 6 月	当社執行役員CAO (Global Chief Administrative Officer) （現任）
2024年 8 月	Linical Australia PTY Ltd 取締役（現任）
2025年 4 月	当社開発副本部長（現任）

補欠の取締役候補者とした理由等

河合順氏は国内大手製薬会社等で新薬開発に携わった高い知識と経験に基づき、当社品質管理本部長、アジア統括担当を経験し、2021年5月から米国事業を指揮した後、2023年1月からは欧州事業を指揮、現在はGlobal Chief Administrative Officerとして当社のグローバル戦略を牽引しており、取締役としての重責を担うのに十分な実績を持つことから、補欠の取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

まつ ひさ ひろ しげ
松 久 廣 成

(1951年11月18日生)

社 外 独立役員

所有する当社の株式数
0株

略歴及び重要な兼職の状況

1975年 4 月 藤沢薬品工業(株) (現：アステラス製薬(株)) 入社
1998年10月 同社 人事部次長 兼 (株)プログロース 取締役
2002年 4 月 同社 生産総務部長
2005年 4 月 アステラス製薬(株) 技術本部 人事統括Gリーダー 兼
加島業務室長
2013年 6 月 一般財団法人阪大微生物病研究会 常務理事
2017年 5 月 (株)BIKEN 取締役
2023年 6 月 一般財団法人阪大微生物病研究会 顧問

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松久廣成氏は国内大手製薬会社において人事・総務関連の部署を率いた経験、及び一般財団法人ならびにその関係会社における経営者としての豊富な経験を有しており、監査等委員である取締役に就任した場合には、その職責を適切に遂行いただけるものと考えます。以上の理由により補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松久廣成氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、松久廣成氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(ご参考) 株主総会後における当社取締役会の「スキルマトリックス」

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成及び各取締役が有する主なスキル・経験・知識等は以下のとおりです。

氏名	役職	企業経営 事業戦略	医薬品 開発	グローバル 事業	人事 戦略	リスク管理 コンプライアンス 法務	財務 会計
秦野 和浩	代表取締役社長 執行役員CEO	○	○	○			
安藤 良光	社外取締役	○	○	○		○	
西村 智子	社外取締役						○
中島 与志明	社外取締役 (常勤監査等委員)				○	○	
村上 祐一	社外取締役 (常勤監査等委員)					○	○
杵山 栄理	社外取締役 (監査等委員)					○	

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

●連結経営成績の状況

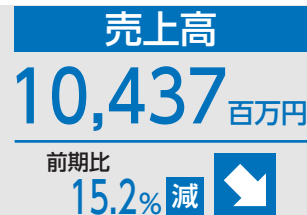
当期連結経営成績につきましては、米国が前期比で増収となる一方で、日本・アジア地域が前期比で大幅な減収となったことにより、連結の売上高は10,437百万円（前期比15.2%減）となりました。利益面では、日本・アジア地域が大幅な減収により営業赤字となったことから営業損失は583百万円（前期は725百万円の営業利益）、受取利息や為替差益の計上により経常損失は498百万円（前期は790百万円の経常利益）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は539百万円（前期は338百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

●地域別の状況

日本においては、下期に国内外の顧客から日本での大型試験を複数受託したものの、前期に複数の大型既存案件の中止や期間短縮の契約変更が発生したことによる当期売上への影響を挽回できず、前期比で大幅な減収、営業赤字となりました。日本の製薬・治験業界ではドラッグ・ロスが深刻な社会課題となっており厳しい市場環境が続いていますが、当社では欧米及びアジア事業と連携して海外企業への営業活動を継続することで受注を獲得し、受注残高が積み上がりつつあり、翌期以降の売上高への寄与を見込んでいます。引き続き人員稼働率向上のための施策の遂行と販管経費の徹底した見直しを行い業績改善に努めます。

米国においては、受注した業務が想定通り進捗し順調に売上を計上したことに加え、追加作業発生による契約変更等もあり、前期比で増収となりましたが、人件費や外注費の増加等もあり減益となりました。引き続き有望な米国CRO市場の深耕に注力し、持続的な成長を図ってまいります。

欧州においては、米国事業との連携を進め、営業体制を強化したことによる営業面での成果を発揮しつつありますが、当期の売上増加に寄与するまでには至らず前期比で減収、営業赤字となりました。受注拡大に向けグループで連携した営業活動に注力してまいります。また、バックオフィス業務の効率化を進め収益改善に努めます。



韓国においては、医療ストライキの影響が大きく、既存案件の契約変更による売上の減少に加え複数案件の進捗遅れにより、前期比で大幅な減収、営業赤字となりました。しかしながら、日本・アジア地域事業と連携することでグループ企業経由の国外企業からの多数の受託に成功しており、これらのデータマネジメントなどの関連サービスを含む新規案件の進捗などにより、第4四半期において黒字化を達成しています。引き続き厳しい環境が続く可能性はあるものの、国内外企業からの受注獲得に向け営業活動を進めてまいります。

中国においては、既存案件の終了に伴う売上減少等により前期比で減収となりましたが、原価低減により営業赤字は縮小しております。日系中堅製薬企業の中国市場への関心が高まっており営業活動を継続した結果、新規案件を受託しており、翌期以降の売上への貢献を見込んでいます。

台湾においては、新規案件の獲得に苦戦し、前期に発生した既存案件の中止や終了の影響等を穴埋めすることができず前期比で減収となり、営業赤字が拡大しました。しかしながら、台湾国内案件の受注内諾を得るなど、営業面で改善の兆しがみられます。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

- ・ C R O事業

当社グループのC R O事業につきましては、売上高は9,921百万円（前期比14.1%減）、営業利益は1,499百万円（前期比44.8%減）と減収減益となりました。

- ・ 育薬事業

当社グループの育薬事業につきましては、売上高は515百万円（前期比32.2%減）、営業損失は66百万円（前期は148百万円の営業利益）と減収減益となりました。

②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

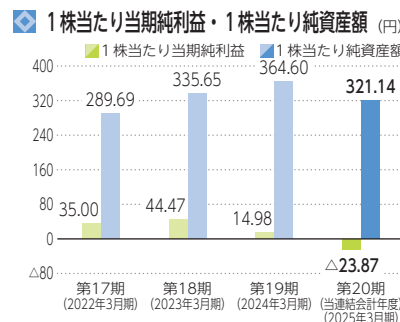
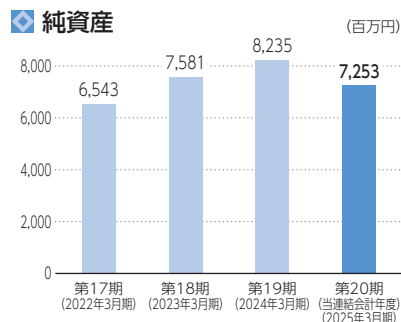
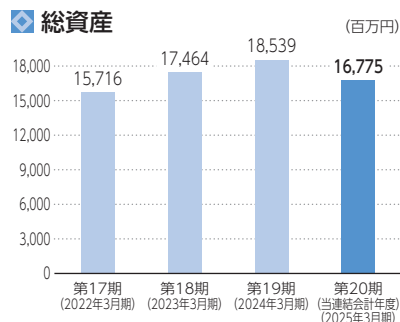
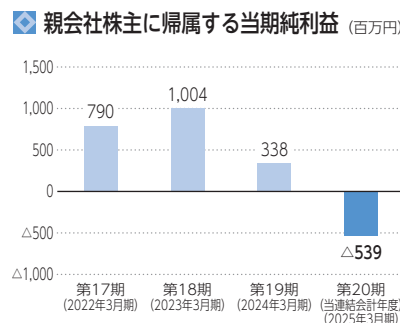
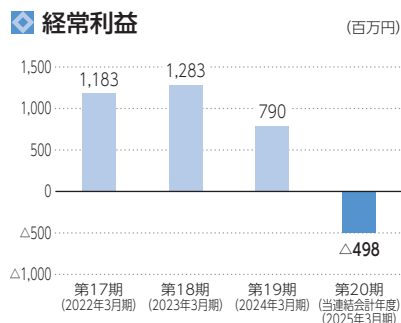
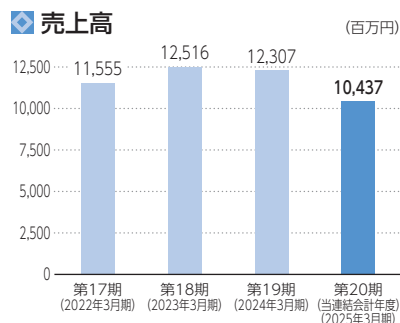
特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第17期 (2022年3月期)	第18期 (2023年3月期)	第19期 (2024年3月期)	第20期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	11,555	12,516	12,307	10,437
経常利益 (百万円)	1,183	1,283	790	△498
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	790	1,004	338	△539
1株当たり当期純利益 (円)	35.00	44.47	14.98	△23.87
総資産 (百万円)	15,716	17,464	18,539	16,775
純資産 (百万円)	6,543	7,581	8,235	7,253
1株当たり純資産額 (円)	289.69	335.65	364.60	321.14

(注) 1. △は損失を表しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
LINICAL USA, INC.	300千USドル	100%	CRO事業
LINICAL TAIWAN CO., LTD.	13百万台湾ドル	100%	CRO事業
LINICAL KOREA CO., LTD.	1,000百万ウォン	100%	CRO事業
LINICAL Europe Holding GmbH	25千ユーロ	100%	持株会社
LINICAL Europe GmbH	25千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL Spain, S.L.	3千ユーロ	100%	CRO事業
LINICAL France SARL	1,002千ユーロ	100%	CRO事業
Linical Accelovance America, Inc.	108千USドル	100%	CRO事業

(注) 当社の議決権比率は間接保有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2025年3月期までをグローバル市場におけるさらなる成長に向けた基盤構築のフェーズと位置づけ、海外拠点網の拡充とグループ間の連携強化を推進するとともに、グローバル化を支えるコーポレートガバナンスの強化に取り組んできました。現在、製薬業界は、新興バイオ医薬品企業の台頭による創業主体の変化、開発候補品をめぐる国際的な獲得競争の激化、ならびに日本国内における薬価等医療費抑制政策の進展など、様々な変化に直面しており、CROをめぐる事業環境もまた、急速に変化しています。こうした変化の激しい環境の中、当社グループは、来期を将来にわたる安定的な収益基盤確立のための転換期にとらえ、米国を中心とした更なる海外事業の拡大、必要な人材の確保・育成とテクノロジーへの投資を行い、以下の重点施策に取り組みます。

①グローバル営業戦略の強化

当社グループは従来、日系大手製薬会社からリピート受注を獲得することで事業を拡大してまいりましたが、積極的な海外進出に伴い、各地域の拠点が連携してグローバルでの情報収集・営業活動を強化することで欧米・アジアの海外企業からの受託が増加しています。特に、有望な開発パイプラインを有する欧米の新興バイオ医薬品企業にフォーカスし、そのニーズにマッチしたきめ細やかな提案を行うことにより、大手グローバルCROとの差別化を図り、顧客基盤を拡大してきました。今後、こうした多様な顧客層から安定的なリピート受注を獲得するため、グローバル営業人材の採用/育成を強化するとともに、グループ間の連携体制をより一層強化していきます。

②グループ経営の効率化

新薬開発のグローバル化と顧客層の多様化に伴い、臨床開発における各種業務をワンストップで委託するニーズが高まっています。新興バイオ医薬品企業や中小規模の製薬企業は、グローバルでの医薬品開発・販売に必要な機能を自社で保有していないことも多く、CROに対し高度な専門性とコンサルティング能力が求められる状況にあります。

当社グループでは、強みとする治験モニタリング業務に加え、データマネジメント・解析業務を拡充しています。さらに日本への進出を検討している国内外の新興バイオ医薬品企業に対し、創業支援業務として医薬品市場分析と開発戦略立案、規制当局に対する届出・相談、治験実施計画書や申請関連書類の作成、規制当局への承認申請、共同開発や導出などのパートナーリング支援等を行っております。また、医薬品発売後において、競合品との差別化や医薬品の適正使用に資する臨床医療データを収集する臨床研究等の企画から論文作成に至るまで、新薬臨床開発の上流・下流工程においてもサービス提供範囲を拡大しております。

こうしたサービス拡大を進めながらも収益性を向上させるため、グループ全体での適正な組織体制への変革及び連携強化を進めています。加えて、協業関係の強化による外部リソースの有効活用を図り、多様化する顧客ニーズに柔軟に対応してまいります。

③海外事業のさらなる成長

世界最大の医薬品市場である米国とそれに次ぐ欧州において、当社グループは、大手製薬会社に加え新興バイオ医薬品企業との信頼関係を構築し順調に事業を拡大しています。継続して欧米子会社の営業機能を強化し、日本・アジア事業と連携した営業活動を展開することで、グループ全体で受注獲得能力の拡充を図ってまいります。また、当社が拠点を有する中国、韓国、台湾などの製薬・新興バイオ医薬品企業も、自国内での開発に加え、欧米、日本への進出を検討しており、当社のグループネットワークを活用することでこうしたニーズにも対応してまいります。

加えて、2024年にはオーストラリアに子会社を設立し、南半球においても開発業務を遂行できる体制の構築を推進しています。オーストラリアは、バイオスタートアップ企業への優遇税制を整備しており、特に初期フェーズの治験誘致に積極的であるため、顧客企業からの引き合いが増加しています。オーストラリアでの第Ⅰ相臨床試験の実施後、欧米で大規模な第Ⅱ、Ⅲ相試験を実施して販売承認を取得するケースも多く、大型案件の受注獲得につながる可能性が見込まれます。オーストラリアでの事業を拡大させることにより、顧客企業にとって最適な開発戦略を提案・実行できるグローバルCROとしてのケイパビリティを一層強化します。

④テクノロジーの進化に起因する新薬開発の変化への対応

近年、AI（人工知能）や分散型臨床試験（DCT）など、デジタル技術の活用が加速し、臨床試験の効率化に対するニーズが高まっています。こうした状況下において、当社グループでは、このニーズに適切に対応するため、必要なシステムの導入検討・推進を積極的に図るとともに、テクノロジーと臨床開発の双方に精通し、その知見を統合的に活用できる人材の採用/育成を強化してまいります。また、自社に不足する機能についてはグローバルな視点での戦略的パートナーリングを推進し、必要に応じて内製化を視野に入れることで、多様化する治験効率化ニーズに対応してまいります。

⑤財務基盤の強化

海外拠点拡充などの中期的成長戦略を迅速・柔軟に実現するためには、当座比率、自己資本比率を高め、調達コストを意識した機動的な資金調達を可能にする必要があります。

当社グループは、前出の戦略による増収と、高稼働率の維持、コスト管理の徹底により、1株当たり当期純利益の持続的な成長を目指すとともに、株主還元と成長資金の確保の両立に努めてまいります。

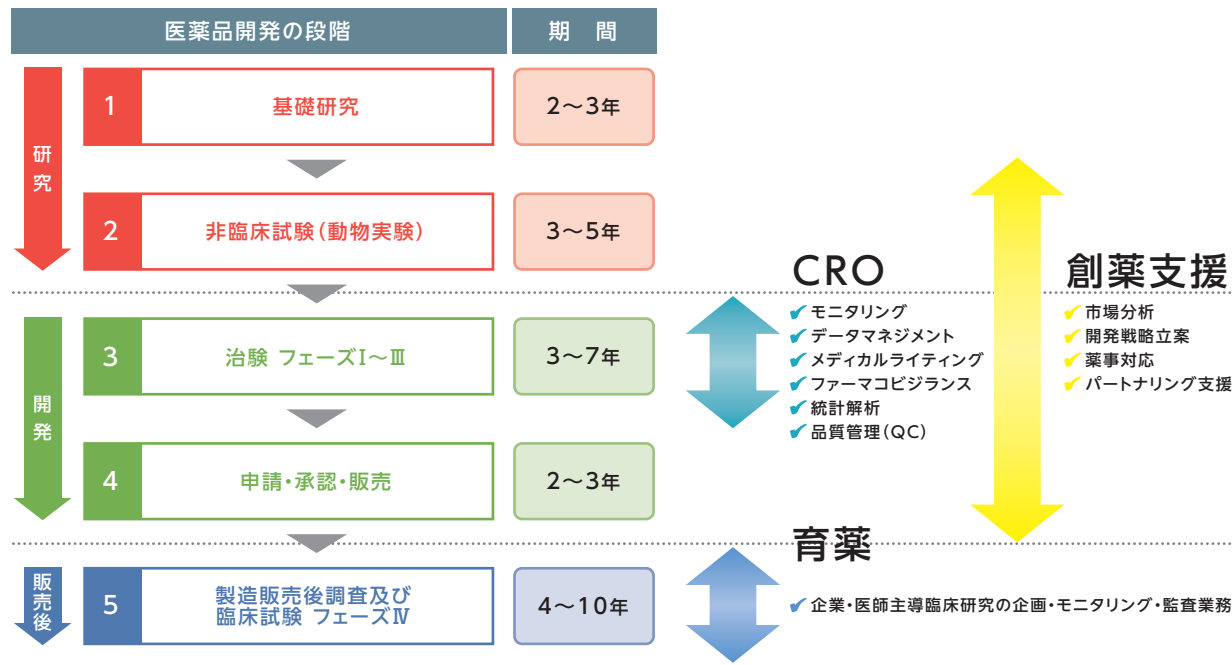
(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、医薬品の開発・販売における戦略的ビジネスパートナーとして、医薬品開発業務受託事業と医薬品製造販売後支援事業をグローバルに展開しております。

各事業における主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
医薬品開発業務受託（CRO事業）	製薬会社が行う医薬品開発のための治験において、モニタリング業務 ^(注) を中心に、品質管理、データマネジメント、統計解析、メディカルライティング、ファーマコビジランスなどの業務、さらには治験の企画や薬事対応、承認申請などに関するコンサルティング業務を創薬支援として行っています。
医薬品製造販売後支援（育薬事業）	当社グループの柱の事業であるCRO事業の強みを活かし、企業・医師主導臨床研究の組織体制構築業務、製造販売後の企画業務・モニタリング業務・監査業務を行っています。

(注) モニタリング業務とは、医療機関との契約手続きをはじめ、担当医師に対する治験への患者様の組入れ依頼、投与後のデータ（有効性、安全性）の回収、データ信頼性の確保等を行う業務をいいます。



(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

大 阪 本 社	大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
東 京 オ フ ィ ス	東京都港区東新橋一丁目9番2号

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比増減
C R O 事 業	450名	56名減
育 業 事 業	24名	—
全 社 (共 通)	124名	8名減
合 計	598名	64名減

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。使用人数に委任型執行役員は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
281名	33名減	37.0歳	8.4年

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。使用人数に委任型執行役員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	674,900千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	600,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	675,050
株 式 会 社 り そ な 銀 行	100,000
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	50,000

2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 49,600,000株

(2) 発行済株式の総数 24,740,000株 (自己株式2,153,569株を含む)

(3) 株主数 6,166名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 秦野	4,504千株	19.94%
株式会社 高橋	1,997	8.84
辻 本 桂 吾	1,024	4.53
株式会社 坂本	810	3.58
秦野 和 浩	742	3.28
高橋 明 宏	741	3.28
坂本 勲 勇	735	3.25
高木 幸 一	720	3.18
河合 順	600	2.65
宮崎 正 哉	600	2.65

(注) 1. 当社は、自己株式を2,153,569株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中において使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秦 野 和 浩	執行役員CEO 執行役員CCO (Global Chief Commercial Officer) 執行役員CSO (Global Chief Strategy Officer) 開発本部長 経営企画室長 営業企画室長
取締役	枚 山 栄 理	はばたき綜合法律事務所パートナー弁護士 新明和工業株式会社 社外監査役 神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授 ロート製薬株式会社 社外監査役
取締役	西 村 智 子	西村智子公認会計士事務所 所長 西村智子税理士事務所 所長 象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役（常勤監査等委員）	中 島 与 志 明	
取締役（常勤監査等委員）	村 上 祐 一	
取締役（常勤監査等委員）	安 藤 良 光	

(注) 1. 取締役枚山栄理氏及び西村智子氏並びに取締役（常勤監査等委員）中島与志明氏、村上祐一氏及び安藤良光氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（常勤監査等委員）村上祐一氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、中島与志明氏、村上祐一氏及び安藤良光氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 社外取締役枚山栄理氏、西村智子氏、中島与志明氏、村上祐一氏及び安藤良光氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役枚山栄理氏及び西村智子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、当社及び子会社の取締役（社外取締役を含む）、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基

づいて行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、法律違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、2025年12月に当該保険契約を上記内容にて更新する予定であります。

(4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	110百万円 (6)	110百万円 (6)	— (—)	— (—)	9名 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	54 (54)	54 (54)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	164 (60)	164 (60)	— (—)	— (—)	12 (5)

- (注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)6名を含めております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第19回定時株主総会において年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、3名(うち社外取締役2名)です。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2023年6月22日開催の第18回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2024年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該方針は、報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議を行い、その答申を得たうえ、取締役会が決定しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 取締役報酬の基本方針

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、経営理念に基づく当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向

上を目指すため、役員の報酬制度の客観性及び透明性を確保し、適切に能力を発揮されることを目的として定めております。

当社の取締役報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

a. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役（監査等委員である取締役ならびに社外取締役を除く。）の報酬等の種類は、固定の「基本報酬」ならびに短期の業績結果等により変動する「賞与」とします。「賞与」制度においては業務執行取締役を対象としており、「業績賞与制度（賞与制度Ⅰ）」と「特別賞与制度（賞与制度Ⅱ）」から構成されます。取締役（監査等委員である取締役ならびに社外取締役を除く。）のうち非業務執行取締役については、賞与制度のうち対象となるのは「特別賞与制度（賞与制度Ⅱ）」のみとなります。報酬構成としては、対象となる取締役の意欲向上に資する制度となるよう、業績標準時においては、おおよそ基本報酬80%、賞与20%の割合になるように設計しております。

なお、社外取締役においては、その職責に鑑み、業績連動による報酬体系は好ましくないと判断し「基本報酬」のみとしております。

b. 報酬等の額またはその算定方法の決定方針

（基本報酬）

役割や担当職責等に応じた基準額に基づき、毎月定額にて支給する金銭報酬であります。

（業績賞与制度（賞与制度Ⅰ））

企業価値向上に重要と判断した評価指標（KPI）において、業績判定期間における公表数値と実際の業績結果に基づく達成度に応じて支給する金銭による業績連動報酬であります。個人別の額については、標準賞与額に対して、KPI達成度に応じて「0%～100%」の範囲で決定し、毎年6月に支給いたします。

（特別賞与制度（賞与制度Ⅱ））

短期的な業績数値に現われないものの、企業価値向上に寄与したと評価される者に対して、貢献度に応じて支給する金銭による報酬であります。個人別の額については、標準賞与額に対して「0%～100%」の範囲で決定し、毎年6月に支給するものといたします。本制度は、特別に貢献した者に対して支給する内容であり、上記記載の報酬構成の割合には含めておりません。

（その他）

非金銭報酬である株式報酬制度は導入しておりません。

現在、当社の設立メンバーである取締役及び執行役員は、既に一定数の当社株式を保有しております。そのため、株主の皆さまとの利害価値共有は既に実現できているものと考えております。なお、今後の設立メンバー以外取締役及び執行役員の就任など、会社組織形態の変化に応じて役員報酬制度についても必要な変更を検討してまいります。

ロ. 報酬等の株主総会決議に関する事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額

2024年6月26日開催の第19回定時株主総会でご承認いただきました年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。）です。

b. 監査等委員である取締役の報酬限度額

2023年6月22日開催の第18回定時株主総会でご承認いただきました年額80百万円以内です。

ハ. 個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役は除く。）の個人別の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の役割、業績評価等に基づき、取締役会から一任された代表取締役が決定します。なお、取締役会は、一任された権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、独立社外取締役を過半数として構成する報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしたうえで、上記委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容を尊重して決定するものとします。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役秦野和浩氏に対し、報酬委員会への諮問を前提として各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

区分	氏名	他の法人等の重要な兼職の状況	他の法人等との関係
取締役	枚 山 栄 理	はばたき綜合法律事務所パートナー弁護士 新明和工業株式会社 社外監査役 神戸大学大学院法学研究科法曹実務教授 ロート製薬株式会社 社外監査役	当社と特別な関係はありません
取締役	西 村 智 子	西村智子公認会計士事務所 所長 西村智子税理士事務所 所長 象印マホービン株式会社 社外取締役（監査等委員）	当社と特別な関係はありません

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	杵山栄理	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての豊富な実務経験に基づいて、主として法的な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や助言等を行い、業務執行の監督、並びに企業価値向上に対する役割を果たしております。 また、指名委員会の委員を務め、取締役の指名等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	西村智子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門知識と経験に基づいて、主として財務及び会計の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言や助言等を行い、業務執行の監督、並びに企業価値向上に対する役割を果たしております。 また、報酬委員会の委員を務め、取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (常勤監査等委員)	中島与志明	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、国内大手製薬会社等での執行役員としての豊富な経験と知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査等委員会14回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 さらに、指名委員会の委員長を務め、取締役の指名について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (常勤監査等委員)	村上祐一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、国内大手製薬会社で経理財務関連の部署を率いた経験やその関係会社の監査役を務めた経験と知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査等委員会14回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 さらに、指名委員会、報酬委員会の委員を務め、取締役の指名・報酬等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 (常勤監査等委員)	安藤良光	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、国内大手製薬会社等において、グローバル開発リーダー、臨床開発部長や取締役常務執行役員開発本部長を歴任し新薬の開発を牽引した経験と知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。 また、監査等委員会14回の全てに出席し、健全な会社経営に資するための意見交換等を行いました。 さらに、報酬委員会の委員長を務め、取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
・ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58,326千円
・ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58,326千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。
3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重要施策と位置づけ、株主の皆様からお預かりした資本に対して如何に報いるかという視点に立ち、業績を勘案した配当施策を行い、安定的に利益還元に努めてまいります。当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を当社定款で定めております。

なお、内部留保金につきましては、将来の事業発展に必要不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて株主の皆様の期待にお応えしてまいります。

以上の方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり16円00銭とさせていただきます。

(注) この事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,627,196	流 動 負 債	7,477,214
現 金 及 び 預 金	7,039,571	短 期 借 入 金	600,000
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	2,774,194	1年内返済予定の長期借入金	400,008
前 払 費 用	243,949	未 払 金	625,898
立 替 金	841,301	未 払 費 用	296,258
そ の 他	763,363	未 払 法 人 税 等	27,781
貸 倒 引 当 金	△35,183	未 払 消 費 税 等	3,105
固 定 資 産	5,148,106	前 受 金	2,420,387
有 形 固 定 資 産	395,396	預 り 金	2,755,857
建 物 附 属 設 備	32,698	賞 与 引 当 金	197,669
工 具 、 器 具 及 び 備 品	54,771	そ の 他	150,247
リ ー ス 資 産	307,926	固 定 負 債	2,044,630
無 形 固 定 資 産	3,239,929	長 期 借 入 金	1,099,942
の れ ん	3,144,985	リ ー ス 債 務	228,044
そ の 他	94,944	退 職 給 付 に 係 る 負 債	693,219
投 資 そ の 他 の 資 産	1,512,779	そ の 他	23,425
投 資 有 価 証 券	272,500	負 債 合 計	9,521,845
長 期 前 払 費 用	23,215	純 資 産 の 部	
差 入 保 証 金	387,839	株 主 資 本	5,993,881
繰 延 税 金 資 産	829,225	資 本 金	214,043
資 産 合 計	16,775,302	利 益 剰 余 金	6,437,301
		自 己 株 式	△657,464
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,259,576
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	24,449
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,193,809
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	41,317
		純 資 産 合 計	7,253,457
		負 債 純 資 産 合 計	16,775,302

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,437,032
売上原価		8,061,296
売上総利益		2,375,736
販売費及び一般管理費		2,959,236
営業損失(△)		△583,500
営業外収益		
受取利息	60,218	
為替差益	39,798	
投資有価証券評価益	2,811	102,828
営業外費用		
支払利息	16,868	
投資有価証券評価損	1,036	17,904
経常損失(△)		△498,576
特別損失		
固定資産除却損	1,025	
リース解約損	13,302	14,327
税金等調整前当期純損失(△)		△512,903
法人税、住民税及び事業税	36,695	
法人税等還付税額	△124,367	
法人税等調整額	113,870	26,198
当期純損失(△)		△539,102
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△539,102

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,861,659	流 動 負 債	2,758,716
現 金 及 び 預 金	3,457,534	短 期 借 入 金	600,000
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	856,574	1年内返済予定の長期借入金	400,008
前 払 費 用	104,196	未 払 金	240,973
立 替 金	173,205	未 払 費 用	64,252
そ の 他	270,148	前 受 金	16,634
固 定 資 産	5,717,486	預 り 金	1,275,573
有 形 固 定 資 産	47,648	リ ー ス 債 務	4,352
建 物 附 属 設 備	31,078	賞 与 引 当 金	120,337
工 具 、 器 具 及 び 備 品	4,364	そ の 他	36,584
リ ー ス 資 産	12,204	固 定 負 債	1,733,067
無 形 固 定 資 産	11,355	長 期 借 入 金	1,099,942
ソ フ ト ウ ェ ア	7,842	リ ー ス 債 務	4,689
商 標 権	3,512	退 職 給 付 引 当 金	628,436
投 資 そ の 他 の 資 産	5,658,482	負 債 合 計	4,491,784
投 資 有 価 証 券	272,500	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	4,398,202	株 主 資 本	6,062,911
長 期 貸 付 金	251,133	資 本 金	214,043
長 期 前 払 費 用	23,215	資 本 剰 余 金	73,000
差 入 保 証 金	297,062	資 本 準 備 金	73,000
繰 延 税 金 資 産	416,369	利 益 剰 余 金	6,433,332
資 産 合 計	10,579,145	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,433,332
		別 途 積 立 金	11,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,422,332
		自 己 株 式	△657,464
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	24,449
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	24,449
		純 資 産 合 計	6,087,361
		負 債 純 資 産 合 計	10,579,145

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,676,118
売上原価		3,102,257
売上総利益		573,860
販売費及び一般管理費		1,159,001
営業損失 (△)		△585,141
営業外収益		
受取利息	12,582	
為替差益	4,579	
投資有価証券評価益	2,811	
その他	11,456	31,429
営業外費用		
支払利息	7,772	
投資有価証券評価損	1,036	8,808
経常損失 (△)		△562,520
税引前当期純損失 (△)		△562,520
法人税、住民税及び事業税	1,634	
法人税等調整額	△181,702	△180,067
当期純損失 (△)		△382,453

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社リニカル
取締役会 御中

2025年5月16日

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	下 井 田 晶 代
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山 岸 康 徳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リニカルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リニカル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社リニカル
取締役会 御中

2025年5月16日

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田 晶代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 岸 康 徳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リニカルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社リニカル 監査等委員会

常勤監査等委員 中 島 与志明 ㊞

常勤監査等委員 村 上 祐 一 ㊞

常勤監査等委員 安 藤 良 光 ㊞

(注) 監査等委員中島与志明、村上祐一及び安藤良光は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

グローバルでの営業力を活かし、 選ばれる真の医薬品開発パートナーへ

将来にわたる安定的な収益基盤確立への転換期

代表取締役社長

秦野 和浩



経営理念

医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。

当期の ポイント

- 米国は増収もその他地域が減収となり、連結で減収
- 南半球初となる拠点をオーストラリアに設立
グローバル基盤を着実に拡大

Q 第20期の総括をお願いします。

A 最重要市場と位置付けている米国事業は、2018年4月に現地CROを買収してからおおむね順調に成長を続けており、当期も前年同期比で増収となりました。しかし、日本を含む他の地域では、大規模試験のキャンセルや遅延など様々な要因から売上が想定通りに伸びず、連結で減収となり、2005年の創業以来初の営業赤字となりました。日本でのドラッグ・ロスの深刻化や韓国での政治や医療の混乱による治験の遅れ、そして欧州では継続して紛争の影響を大きく受けました。コロナ禍の苦しい時期でも連結での黒字を維持していたため、大変悔しく思っています。しかしながら希望も見えており、当社が強みとして磨いてきた「日本発のグローバルCRO」というコンセプト通りの組織が出来上がりつつあります。特に営業面で、欧米アジアの各地域に拠点を持つ利点を生かし、各地の製薬・バイ

オ医薬品企業から、他地域を含むグローバル試験を獲得する実績が増加しています。

2024年7月には南半球初の拠点をオーストラリアに設立しました。同国にはバイオスタートアップ企業への優遇税制があり、初期フェーズの治験誘致に積極的です。顧客からの引き合いが増加しており、すでに日系企業等からの受注も獲得しています。豪州で第Ⅰ相試験実施後、欧米で大規模な第Ⅱ、Ⅲ相試験を実施するケースも多く、大型案件の受注獲得につながる可能性も見込んでいます。こうした取組みにより、顧客企業にとって最適な開発戦略を提案・実行できるグローバルCROとしてのケイパビリティを一層強化していきます。経営体制においても、現地の人材を各地域の重要ポジションに任命すると同時に、日本から経営層を派遣して情報を集約し適切な経営判断を迅速に行える体制を構築しています。グローバルでの経営基盤をより強化することで、当期を底に次期以降の回復を見込んでいます。

Q 世界経済が混沌としています、業界の動向をどうとらえていますか？

A 現在は大変不透明な状況ですが、長期で見れば、世界の医薬品市場は拡大し、それに伴いCRO市場も年々成長していくトレンドに変わりはないと見ています。中でも世界最大の医薬品市場である米国は、創薬主体が製薬会社からバイオ企業へ変化していることもあり新薬開発の中心地として重要性を増しており、ここでの規模拡大が今後の当社の成長に不可欠です。米国で人材の採用と育成を進めながら、早期に2度目のM&Aを実現し事業基盤を拡大していきます。一方、日本では海外で開発された医薬品が手に入らないドラッグ・ロスが深刻で、厚生労働省などが解消に向け規制の見直しを始めていますが、時間はかかると見ています。当社は創薬支援事業で、これから日本市場へ参入しようとしている国内外の製薬・バイオ企業に対するコンサルティングサービスを提供しています。これをフックに欧米の子会社と営業段階から連携し、海外企業を日本市場へ誘致する活動を継続していきます。

Q 第21期の見通しについてお聞かせください。

A 市場環境は、日本や韓国、欧州で厳しい状況が続く、米国でも薬価引き下げや許認可当局（FDA）の人員削減等の影響を注視していく必要がありますが、当社グループは業績回復に向けて総力を挙げて取り組んでいきます。営業面ではグローバルで連携した活動を行うことで、欧米企業からアジア試験を、アジア企業から欧米での試験の引き合いを受けるなど、特定の地域に偏らずグローバルに展開する当社の強みが発揮されつつあります。業界全体が厳しい環境であるからこそ、お客様に最適なソリューションを提案し、真のパートナーとして試験を成功に導く力がCROに求められています。

当社がこれまで治験のプロとして数多くの難易度の高い新薬開発を担い、お客様の要望にきめ細かく対応してきた実績が評価されていると感じています。さらに、この強みを磨くために必要な投資をしっかりと行っていきます。特にAIは、医薬品においては創薬段階で先行していましたが、臨床開発においても一部で活用が始まっており、将来の治験の在り方を大きく変えることは間違いありません。こうしたテクノロジーを使いこなし、お客様にとって最適な選択を提供できるCROが選ばれて生き残っていくと考えています。こうしたテクノロジーはやはり欧米が進んでいますので、欧米事業をアンテナにして、提携先の拡大や人材の育成を行い、中長期的な成長に向けた基盤づくりを進めていきます。

Q 最後に株主の皆様へのメッセージをお願いします。

A リニカルは2025年6月7日に創立20周年を迎えました。9名で設立したリニカルが、今や、グローバルに広がり、CROとして数々の新薬の誕生に貢献しています。それは、株主、関係各位の皆様方のご支援と、献身的な努力をしてきてきたリニカルグループの社員なくして成しえなかったことです。心より感謝申し上げます。リニカルは、世界中の患者様の幸せを追求するという理念のもと、オンコロジー、中枢神経系、免疫など、アンメットメディカルニーズの多く存在する領域での新薬開発を使命と考え、注力して取り組んできました。再生医療などの革新的な治療法が次々と誕生する中、リニカルも常に進化し、新しい医療を共に切り拓くパートナーとして挑戦を続けます。今後も、これまで培ってきた知識と技術に磨きをかけ、世界中の患者様やそのご家族様に、希望を与える一助になれるように努力を続けてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き長期的な視点でリニカルを応援いただけますようお願い申し上げます。

2026年3月期連結業績予想

売上高 11,200百万円／前期比 7.3% 増  経常利益 320百万円／前期は498百万円の経常損失 	営業利益 300百万円／前期は583百万円の営業損失  親会社株主に帰属する当期純利益 150百万円／前期は539百万円の親会社株主に帰属する当期純損失 
---	---

当社グループの展開地域における下記の状況に基づき、次期の連結業績見通しにつきましては、売上高11,200百万円（前期比7.3%増）、営業利益300百万円（前期は583百万円の営業損失）、経常利益320百万円（前期は498百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益150百万円（前期は539百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）を見込んでおります。

地域別の状況は下記のとおりです。

日本・アジア地域におきましては、その主要地域である日本において、ドラッグ・ロス問題に代表されるように厳しい事業環境が続いておりますが、グローバルな営業活動により国内外の製薬企業等からの新規案件の引き合いが増加しており、日本を含む複数の国際共同試験の受注獲得により業績の回復を見込んでおります。韓国は、医療ストライキ等により既存案件の遅延等の影響が継続する一方、日本・台湾等からデータマネジメント・統計解析業務を含む新規案件の受注が増加し収益に貢献し始めており、韓国国内企業から打診を受けている多数の新規案件の獲得により業績改善を目指します。台湾は、台湾国内外の製薬企業への営業活動により複数の新規案件を獲得しており、業績回復を見込んでいます。

米国におきましては、既存の大型案件が予定どおり終了する見通しですが、米国市場における新薬開発の需要は旺盛で、大型案件を含む多数の新規案件の引き合いがあり、さらに営業活動を強化しこれらを確実に獲得することで受注残高の回復を目指します。米国市場は当社ビジネスの最重要地域であり、他拠点との連携を一層強化するとともに、人材・システム面への投資により受注能力を強化し、持続的な成長を図ります。

欧州におきましては、米国事業との連携を推し進めたことにより新規案件の受注獲得が進みつつあります。営業面でグローバル・シナジーをさらに強化することで、米国企業からの欧州を含む新規案件の受注獲得を拡大してまいります。

上場市場	東京証券取引所スタンダード市場
上場日	2008年10月27日
証券コード	2183
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
定時株主総会株主確定基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
その他の基準日	その他必要のある時は、あらかじめ公告して基準日を定めます。
単元株式数	100株
公告掲載方法	電子公告（ https://www.linical.com/ja/ ） ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 tel.0120-094-777（フリーダイヤル）
特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同連絡先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 tel.0120-288-324（フリーダイヤル）

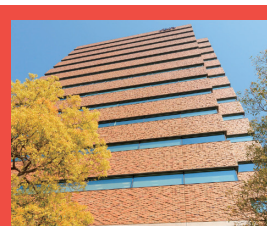
各種事務手続

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		フリーダイヤル 0120-288-324(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株式配当金 受取り方法の変更等)		みずほ信託銀行 本店及び全国各支店
未払配当金のお支払い	未払配当金のお支払いについては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いします。	

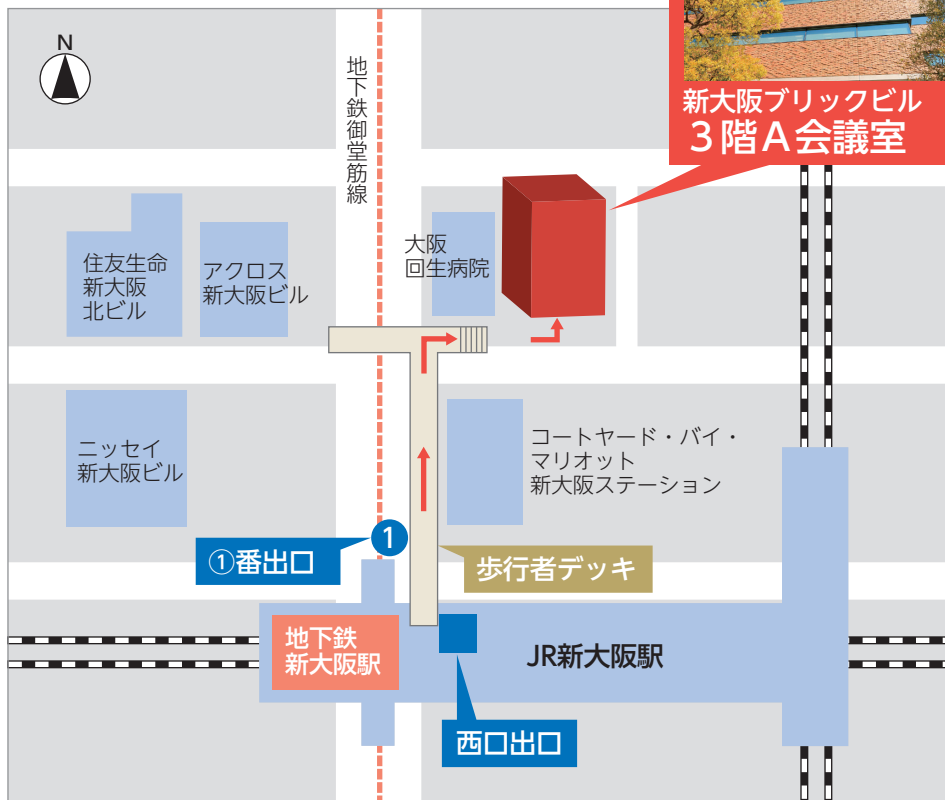
(ご注意) 特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

株主総会会場ご案内図

〒532-0003 大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
会場 新大阪ブリックビル3階A会議室
 TEL：06-6150-2582
 FAX：06-6150-2675



新大阪ブリックビル
3階A会議室



交通案内 最寄り駅	JR新大阪駅 西口より	徒歩約 3分
	地下鉄御堂筋線新大阪駅 ①番出口より	徒歩約 2分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。